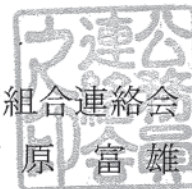


2016年8月8日

内閣総理大臣

安倍晋三様

公務員労働組合連絡会  
議長 石原富雄



## 本年の人事院勧告・報告に関わる要求書

常日頃、公務員労働者の処遇改善にご努力いただいていることに感謝申し上げます。

さて、人事院は本日、月例給を0.17%、708円引き上げ、一時金の支給月数を0.10月引き上げるとともに扶養手当制度を見直す勧告・報告と両立支援制度を改正する勧告と意見の申出を行いました。

本年の給与改定に関する勧告は、人事院勧告が労働基本権制約の代償措置であることや民間企業や造幣局、印刷局の春季交渉結果を踏まえたものであることに加えて、賃上げによる経済の好循環を図るためにも、勧告通り実施すべきものと考えます。

また、民間法改正に即した両立支援制度の改正勧告等に基づいた措置が、必要なときに活用することができて、育児や介護に携わる職員のワークライフバランスと雇用の継続確保に資するよう、職場環境の整備が必要です。あわせて、長年の課題である超過勤務の縮減について、勤務時間管理手法の見直しや実効性のある縮減策に踏み込み、公務が率先して、働き方改革を進めることが求められています。

貴職におかれましては、公務員労働者が意欲を持って職務に精励し、国民の期待に応えられるよう、下記事項の実現に向けて最大限努力されることを要求します。

### 記

本年の給与改定勧告及び両立支援制度の改正勧告と意見の申出について、勧告・申出通り実施する閣議決定を行い、所要の法案を国会に提出すること。

以上